

令和 3 年度第 9 回

南国市農業委員会議事録

令和 3 年 1 2 月 1 日 (水)

令和3年度9回農業委員会議事録

日 時 令和3年12月1日（水） 午後1時30分～午後2時55分

場 所 南国市役所 4階 大会議室

議 題 （1） 農地法第3条の規定による許可申請の件

（2） 農地法第5条の規定による許可申請の件

（3） 南国市農用地利用集積計画の件

議題外 （1） 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

（2） 使用貸借の合意解約通知の件

（3） 非農地証明願いの件

（4） 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

（5） 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

（6） 南国市農用地利用集積計画の内容変更の件

出席者（農業委員 16名）

会長 武市 憲雄	第一副会長 高芝 澄生	第二副会長 中村 和雅	
2 番 池 正人	3 番 田岡 崇	4 番 山本 桂	5 番 今井 まち
10 番 武市 忠雄	11 番 末政 隆一	12 番 平田 修三	13 番 濱田 好典
14 番 鈴木 郁馬	15 番 濱田 章孝	17 番 松岡 清	18 番 森尾 晴代
19 番 植野 永子			

欠席者（農業委員 2名）

6 番 北村 一弘	16 番 垣内 育男
-----------	------------

出席者（農地利用最適化推進委員 12名）

1 番 西本 良平	2 番 岩原 英幸	3 番 門田 俊一	5 番 金田 善充
7 番 利岡 邦彦	8 番 西岡 祐三	9 番 山本 修平	10 番 北原 章吾
11 番 山北 泰司	12 番 杉本 和繁	13 番 武内 俊暁	15 番 岡田 廣志

欠席者（農地利用最適化推進委員 5名）

4 番 笥 和幸	6 番 門田 理博	14 番 浜田 勉	16 番 橋詰 昌明
17 番 井上 丈夫			

出席職員

事務局長 弘田 明平	次長兼係長 藤田 佳子
主 事 穂積 孝昌	

議事録署名委員

2 番 池 正人	4 番 山本 桂
----------	----------

会長	それでは第9回の、本年最後の定例総会を開催したところ、皆様方のは大変お忙しい中ご出席いただきまして、できますことを厚く御礼を申し上げます。本年につきましてもコロナで始まってコロナで終わろうとしておりますが、高知県では16日無感染と0が続いておりますが、変異株が南アフリカの方で猛威を振るいまして、世界的にはやっておりますが、日本では昨日初めて陽性という人が出まして、繰り上げての対策をしているところでございます。コロナもようよう終息をせやせんかと思っておりますが、オミクロン株というような報道も出されておりますが、今まで通りマスク、手洗いうがいは徹底的にやっていただきたいと思います。 それでは定例総会を始めたいと思います。欠席届が出ております。6番の北村委員さん、16番の垣内委員さん。推進委員では4番の寛委員さん、6番の門田委員さん、16番の橋詰委員さん、17番の井上委員さんから連絡を受けております。本日の議事録署名人ですが、2番の池委員さん、4番の山本委員さんよろしく願いいたします。今年の最後の現地確認の日ですが、17日1時に事務所の方に集合していただきたいと思います。委員では18番の森尾委員さん、2番の池委員さん、かまん？
池委員	予定があります。
会長	それでは3番の田岡委員さん。
田岡委員	予定があります。
会長	ほんなら4番の山本委員さんは？
山本委員	17ですか、はい。
会長	かまいません？
山本委員	はい。
会長	推進委員、8番の西岡委員さん、かまいません？
西岡推進委員	大丈夫です。
会長	ほんならお願いします。議案ですが、農地法第3条の規定による許可申請の件、農

	地法第5条の規定による許可申請の件、南国市農用地利用集積計画の件になっておりますのでご審議をお願いします。それでは議題に入ります。議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について、下記のとおり受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議をお願いします。令和3年12月1日、南国市農業委員会会長、武市 憲雄、申請受理件数6件、申請受理面積、田6,668㎡、畑1,777㎡、計8,445㎡。事務局説明をお願いします。それでは、受付番号57号から58号について、田岡委員が代理申請人となっていますので退席をお願いします。 (3番 田岡委員 退席)
藤田次長	議案第1号農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書4ページをご覧ください。受付番号57号と58号です。譲受人は56歳。申請地は、下野田の田で、面積は2筆とも1127㎡、売買による所有権移転で、借入地を取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、トラクター等を所有しており、農作業歴は42年です。農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、これまで同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。以上、審議よろしく願いいたします。
会長	事務局より説明がありましたが、この件につきましてご意見、ご質問はございますか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地を第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議をお願いします。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (3番 田岡委員 入室) それでは、残りの件をよろしくをお願いします。

藤田次長	受付番号５５号です。譲受人は８２歳。申請地は、堀ノ内の田、３筆で計１,７３８㎡、売買による所有権移転です。申請地は、もともと譲受人の父の土地で、兄が相続した後も譲受人が長年耕作しており、自宅に近く耕作に便利であるため取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、トラクターを所有していますが、田植え稲刈りについては甥に依頼しています。農作業歴は５０年で、農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積と申請地を足すと５,０００㎡を超えることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、これまで同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。５５号は以上です。 受付番号５６号です。譲受人は９０歳。申請地は、十市の畑４筆で計１,７７７㎡、売買による所有権移転で、借入地を取得するものです。譲受人の経営農地は、山林化した土地を除き、すべて耕作されています。譲受人は、トラクターなど所有しており、農作業歴は７０年です。農作業には本人と孫夫婦が従事しています。譲受人の経営面積は５,０００㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、これまで同様にナスを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。５６号については以上です。 受付番号５９号と６０号については譲受人が同じためまとめて説明します。譲受人は６６歳。申請地は、伊達野の田で、５９号が４筆で計２,３８１㎡、６０号が２９５㎡、売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、トラクターを所有しており、農作業歴は４４年です。農作業には本人と子が従事しています。譲受人の経営面積と申請地を足すと５,０００㎡を超えることから、下限面積要件を満たしています。取得後は今までと同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。以上、５５号から６０号まで、審議よろしく願いいたします。
会長	はい。それでは、事務局より説明がございました。これについて、ご質問、ご意見

穂積主事	ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により、許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱いをいたします。次に議案第2号、まず初めに議案書の差し替えをお願いします。議案書6から7ページをお配りしている変更後の議案書に差し替えてください。それでは、議案第2号、農地法第5条権利移動許可申請審議について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和3年12月1日、南国市農業委員会会長、武市 憲雄、申請受理件数2件、申請受理面積、田0㎡、畑 491.89㎡、他426.00㎡ 計917.89㎡でございます。なお、受付番号42号については農家住宅への転用案件で、農家住宅の開発許可不要条件を満たすために議案3号の受付番号215号と同時に審議する必要がありますので先に審議を行います。事務局説明をお願いします。 はい、では先に転用の方から説明します。受付番号42号です。議案書は差し替えて配布したものをご覧ください。別紙位置図は2ページです。申請地は久礼田の畑、登記面積1,361㎡の内の491.89㎡、使用貸借権の設定により農家住宅への転用です。譲受人夫婦は現住居で両親と同居しておりましたが、現住居が手狭となっているため新たに自己住宅を建築するものです。立地基準についてはいずれの農地区分にも属さないためその他2種農地であると判断しております。土地利用計画図については別紙3ページをご覧ください。配置は図の通りとなっております。申請地の地盤が弱いため地盤改良を行います。整地については、一部芝生、その他は砕石とします。進入は西側市道からです。排水計画については、生活雑排水は下水道に排水、雨水は雨水桝を経由し西側道路側溝に排水する計画で、地元より排水に問題ない旨の意見、市より排
------	--

水同意を得ております。周辺農地の状況については、申請人所有地と宅地となっております。そして、他法令については、条件を満たせば開発許可不要であると都市整備課の方に確認しております。その条件というのが、お配りしております、農家住宅が開発許可不要となる条件という資料にありますのでご覧ください。資料2枚目にある都市計画法の条文を都市整備課の方に確認して大きく分けて4つにまとめたものになります。その条件というのが、農業従事日数が年間60日以上であること、農業収入が年間15万円以上であること、既に農業従事者及び世帯構成員が自己用住宅を有していないこと、農家住宅を建築する土地と同じ大字に耕作面積が1,000㎡以上あること、となっております。従事日数、収入、自己用住宅を有していないことについては条件を満たしていることを都市整備課に確認済みですが、面積の方がクリアできておりません。そこで利用権の設定をし、面積の条件を満たす計画ですので、議案3号の関連部分も同時に審議していただきたいと思います。

では続けて関連する利用権の設定について説明を行います。議案第3号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画の252号について説明します。議案書は17ページです。借人は52歳。申請地は久礼田の畑で9年11か月の使用貸借権を設定して野菜を作るというものです。なお、転用の申請地と同じ筆がありますが、これは一部転用の残地となっております。2筆合計1508.11㎡となりますので、農家住宅の面積の要件を満たすこととなります。以上で説明を終わります。議案第2号の受付番号42号、議案第3号の252号についてご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

はい。それでは、事務局より説明がございました。これについて、ご質問、ご意見ございませんか。

中村副会長

すみません。他1となっているのはどういうことですか？

穂積主事

申請人が2名となっているためです。

中村副会長

2名というと？

穂積主事

ご夫婦での申請となっております。

会長	他にありませんか？ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取り扱いをいたします。それでは。残りの件事務局説明をお願いします。
穂積主事	受付番号44号を説明します。議案書は先ほどと一緒の差し替え分をご覧ください。別紙位置図は6ページをお願いします。申請地は稲生の登記地目雑種地、現況畑の426㎡、所有権の移転により自己用住宅への転用です。申請人は高知市で生活していますが、子が生まれ現住居が手狭になったため新たに自己用住宅を建築するものです。申請地は、親戚の住まいの近くであり、地権者も県外在住で帰郷の見込みがないため譲ってもらえるとのこと。立地基準については、10ha以上の集団農地に属する1種農地ですが、集落に接続するため例外的に立地基準を満たすものと考えます。土地利用計画については別紙7ページです。地盤が弱いので地盤改良を行います。整地は碎石仕上げをし、自己用住宅や駐車場等を設置する計画です。進入については、南側にある譲渡人所有の雑種地を一体地として利用し、そこを經由して侵入します。排水については、生活雑排水は浄化槽經由で私設水路を經由して河川に放流します。雨水については雨水桝を經由し、私設水路を經由し樋詰川に放流します。個人の水路に排水し、河川に放流する計画であるため、占用許可及び排水同意は不要であることを担当課に確認しております。周辺の状況については、雑種地、宅地、河川となっております。北側にある農地については川を挟み4m以上離れているため同意は不要と判断しております。以上で議案第2号の説明を終わります。
会長	はい、事務局より説明がございました。この件についてご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定により許可してよろしいでし

	ようか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取り扱いをいたします。次に議案第3号に参ります。議案第3号、南国市農用地利用集積計画について下記のとおり申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この計画で差し支えないか協議を願います。令和3年12月1日、南国市農業委員会会長、武市憲雄。先に、受付番号250号について、山本委員さんの案件となっていますので先に審議を行います。議事参与の制限により、山本委員さん退席をお願いします。 (4番 山本委員 退席) 事務局説明をお願いします。
藤田次長	議案第3号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画についてご説明いたします。 17ページの250号を説明します。借人は、58歳、申請地は、十市の田で、1年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するというものです。 以上、審議よろしく願いいたします。
会長	はい、説明がございました。ご意見はございませんか？ (質問・意見なし) ないようでしたら、承認してよろしいでしょうか？ (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取り扱いをいたします。 (4番 山本委員 入室) それでは、事務局、残りの案件について説明をお願いします。
藤田次長	はい、議案書は9ページです。ここからは農地中間管理事業のため、当日配付資料もご覧ください。 227号です。資料は2ページです。申請地は、野中の田で、5年の使用賃借権を

ものです。

次に２３９号から２４２号まで借人が同じためまとめて説明します。借人は４４歳。申請地は、稲生の田で、４年１１か月の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は、２３９号は米３０kgを、２４０号は５筆で米１５０kgを、２４１号は４筆で米１２０kgを、２４２号は２筆で米３０kgをそれぞれ物納するというものです。

２４３号です。借人は農地所有適格法人です。申請地は、岡豊町小籠の田で、３年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、１０aあたり１０，０００円を口座振込するというものです。

２４４号です。借人は、一般法人で、農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけて、農地を借ります。申請地は、篠原の田で、１０年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、１０aあたり５０，０００円を現金で支払うというものです。

２４５号です。借人は、一般法人で、農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけて、農地を借ります。申請地は、久礼田の畑で、５年の賃借権を更新してグアバを作るというものです。賃料は、１０aあたり５，０００円を現金で支払うというものです。

次の２４６号と２４７号は借人が同じためまとめて説明します。借人は７４歳。申請地は、上末松の田で、５年の賃借権を更新してシシトウを作るというものです。賃料は、１０aあたり米３００kg相当の金額を現金で支払うというものです。

２４８号です。借人は、６６歳。申請地は、浜改田の田で、３年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、１０aあたり米６０kgを物納するというものです。

２４９号です。借人は７５歳。申請地は岡豊町小蓮の田で、３年の賃借権を更新して野菜を作るというものです。賃料は１０aあたり１５，０００円を現金で支払うも

	のです。 251号です。借人は44歳。申請地は稲生の田で、4年11か月の使用貸借権を設定して水稻を作るというものです。 253号です。借人は36歳。申請地は浜改田の畑で、1年6か月の使用貸借権を設定してなすを作るというものです。 254号です。借人55歳。申請地は久枝の田で、5年の使用貸借権を更新して水稻を作るというものです。 255号です。借人は、54歳。申請地は、稲生の田で、5年の使用貸借権を更新して水稻を作るというものです。以上、227号から255号まで、審議よろしくお願いたします。
会長	はい。事務局より説明がございました。ご意見ございませんか
山本推進委員	かまんですか？
会長	はい。山本委員さん。
山本推進委員	ちょっと聞きたいことが。244号、この金額は双方の納得の金額？ちょっと高いような気がしますけど。それなりの立地条件というか。この金額は妥当なんでしょうか？
会長	妥当というか、それは両方の同意のうえでやっちゅうと思う。まあ、値はええよね。
門田推進委員	10年で5万よね。
山本推進委員	僕もそう思いました。
会長	はい、他にございませんか？他にないようでしたら、承認してよろしいでしょうか？ (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱いをいたします。以上で議案は終了いたしました。その他議案外の報告を載せてありますので、お目通しを願いたいと思います。

	その他事項 ○農地パトロール報告会 (午後2時55分閉会)
--	--

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

平成24年 6月8 日

会 長

武市 義雄

議事録署名委員

池 正人

議事録署名委員

山本 桂